

各位

世田谷区高齢福祉部  
高齢福祉課長 三羽 忠嗣  
介護保険課長 杉中 寛之  
介護予防・地域支援課長 佐久間 聡

新型コロナウイルス感染症への対応に関する情報提供について  
(高齢者関係事業者向け令和2年3月第2報)

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせにつきましては、2月28日にお知らせしたとおり、区ホームページ「介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ」等において最新の通知等をお知らせしているところです。引き続きホームページは、最新の情報に更新しておりますので、随時ご確認いただければと存じます。

【世田谷区ホームページ】介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

目次から探す⇒福祉・健康⇒高齢・介護⇒介護保険事業者向け情報⇒

介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/d00184375.html>

記

1. マスクの配付について

東京都より3月12日発表の「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第3弾）」に基づくマスクが3月下旬に世田谷区に納品されますが、マスクの数量が35,000枚（50枚入り×700箱）と限られていることから、以下のサービス種別に配付する予定です。

配付方法につきましては、4月上旬に宅配業者（委託事業者）より配送する予定です。

【対象のサービス種別】

訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

※ 上記のサービス種別のうち、サービスを重複して指定を受けている場合は1事業所として取り扱います。

※ 訪問介護事業所、訪問看護事業所については、東京都のホームページ掲載の指定事業所を対象とします。

【配付数量】

1事業所あたり 100枚（50枚入り×2箱）

2. 国による介護施設等に対する布製マスクの配布について

国は、社会福祉施設等に布製マスクを職員と利用者を対象とした枚数を基本に配布するとしています。介護保険最新情報 Vol.788、789 には、国による介護施設等に対する布製マスクの

配布に関して、対象となる施設・サービス等の種類、配布枚数、配布方法等が掲載されています。また、介護保険最新情報 Vol.794 には電話相談窓口の案内等が掲載されています。ご確認ください。なお、「介護保険最新情報」は、上記の区ホームページに掲載しています。

### 3. 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (全サービス種別対象)

令和2年2月17日付で「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」が国より発出されていますが、その後も第2報（介護保険最新情報 Vol.770）、第3報（同 Vol.773）、第4報（同 Vol.779）、第5報（同 Vol.796）と出ております。世田谷区では原則、国の通知に従って介護報酬の算定を認めておりますので、上記の区ホームページからご確認をお願いします。

なお、本件について不明な点がありましたら、質問票をFAX（5432-3042）にて介護保険課あてに送付してください。

#### 【世田谷区ホームページ】質問票の様式

目次から探す⇒福祉・健康⇒高齢・介護⇒介護保険事業者向け情報⇒介護保険給付に関する情報⇒  
介護保険給付に関する質問について

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/007/d00017440.html>

### 4. 社会福祉施設等における感染拡大の防止について

集団感染を防ぐために社会福祉施設等の職員が踏まえるべき事項を掲載したリーフレットが厚生労働省より示されています。（介護保険最新情報 Vol.782、 Vol.793）

### 5. セーフティネット保証5号の対象業種（社会福祉施設等関連）の指定について

経済産業省において、令和2年度第1四半期分（令和2年4月1日から令和2年6月30日まで）のセーフティネット保証5号（※）の制度対象業種の指定について、プレスリリースが行われ、その内容の周知がありました。（介護保険最新情報 Vol.792）

#### ※ セーフティネット保証5号の制度概要

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

### 6. 住民同士の支えあいのグループにおける感染拡大防止期間中の対応について

東京都は、屋内のイベントで食事を提供するものについて、原則、延期又は中止を呼び掛けております。区事業に関わる食事を伴う活動については、感染拡大防止のため、自粛をお願いしているところです。

東京都健康長寿医療センターでは、感染拡大防止期間中にも健康的な生活習慣を維持するためにストレスの対処・身近な人との交流等の注意喚起を行っています。自身の信頼できる人と話すことは、ストレスや不安を緩和するとして、電話やメールを上手に活用して交流を勧めております。

支えあいグループ内におかれましても、上記をご留意のうえ、気になる方等にお声掛けいただければ幸いです。